

## 第44回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

平成21年7月1日  
三番町共用会議所

### 1. 委員の出欠

神田委員、上谷委員が欠席。

### 2. 概要

事務局（竹谷消費・安全局長）より挨拶

中間論点とりまとめのほか、米トレサ法の附則やこれまでの共同会議における議論の蓄積を踏まえて、新たな議論を始めていただきたい。一方で、9月には消費者庁が設置される。時間的な余裕はないが、ご審議をお願いしたい。

事務局（高畠）より、

- ・新委員（鬼武委員）の紹介
- ・内閣府消費者庁・消費者委員会設立準備室 小川参事官（兼農林水産省表示・規格課長）、平中参事官補佐の紹介
- ・資料説明、神田委員から提出されたコメントの紹介

#### < 議題1 について >

原委員：原料原産地情報の表示方法について、「大括り表示」を導入することが適切であるという提案を行ったことは一歩前進であり、賛成である。ただ、何点が指摘させていただきたい。3ページにあるように新たな表示方法の導入について「国産」・「外国産」又は「輸入」と表示するとしているが、原料原産地表示の議論において「輸入」という表現は使っていなかったと記憶している。よって、「国産」・「外国産」と表示していただきたい。6ページの原産国表示のイメージ中の「ドイツ加工」の部分「加工地：ドイツ」とすれば中間加工品の原料の原産地の表示との誤解は避けられるのではないか。7ページ最終段落の文末で「提供していくことが望ましい」という表現を「提供していくことが求められる」とより踏み込んだ表現としてはどうか。9ページのJAS法の目的規定改定の記述について「しかし」とつなぎ、「これにんえていくことを旨として検討する必要があることは言うまでもない」とあるが、JAS法の目的規定の改正の趣旨を否定した記述となっている。「これにんえていくことを旨とし、また、農業生産等の振興にも配慮して検討する必要～」など、法改正の重さを受け止める表現にすべきである。10ページに「要件 及び要件 を基本的に維持すべき」とあるが、議論不足であるため、明言は避けるべきである。また、第2段落最後の「望

ましい」は、12ページのような「努めるべき」と変えてはどうか。さらに10ページ最終行で「現時点で見直す必要はない」と否定してしまうのはどうかと思う。「」の内容を踏まえて今後改めて検討する必要がある」ではないのか。

事務局(高島)：「外国産」と「輸入」の表示については、中間とりまとめでは「外国産」と表記しており、第35回会議の資料では「外国産(輸入)」としており、「外国産」「輸入」のどちらかにするか定めた訳ではない。7ページ「望ましい」の前の「努めなければならない」は、12ページの「努めるべき」に対応しており、総論については「努めるべき」、それを受けた各論については「望ましい」としており、適切と考えている。9ページのご指摘については国会の決議を否定しているわけではなく、目的規定の第一議的な目的は変わっていないのでこのように書いている。10ページの要件 と要件 については、平成15年以降の議論で変更すべきものではないという結論に至っており、また、これまでの議論で見直すという議論も行っていない。10ページの第2段落最後の表記だが、食品企業に義務を課しているわけではないので「望ましい」と表記している。また、会議は消費者庁に品質表示基準が移管されるとなくなってしまうので、「」の内容を踏まえて今後改めて検討するべき」とまでは言えないのではないかと考える。

田島座長：要件 及び要件 の今後の取り扱いについて、他の委員のご意見はあるか。それ以外の部分については概ね納得いただけたと思う。

小笠原委員：10ページの「基本的に維持すべきものとする」との記述について、これまでの議論に参加しているが要件 、要件 を見直すべきという議論は1度もなかったと記憶している。消費者庁設置まで時間のない中、現時点でのとりまとめ案としてはこれでよいと思う。もし、問題があれば、今後議論すればよいと思う。

増田委員：11, 12ページに「透明性の高い検討プロセスが必要である」と同じ表現が用いられているのはむなし。消費者とのコミュニケーションツールとして表示は重要であり、これまでもパブリックコメントやヒアリングにより意見を集め、透明性の高い検討プロセスを踏んできたではないか。今まで不十分だったということではなく、今後さらに透明性の高い検討プロセスが必要であると表現するべきではないか。

事務局(小川)：増田委員のご指摘通り、これまでそのようなプロセスが不足しているというわけではない。これまでのプロセスを今後も維持していく必要があるということである。誤解を招かないように文章を修正したい。

小笠原委員：共同会議ではこのような議論をオープンにやってきており、透明性の

高い検討プロセスであるといえると思う。今後、消費者庁に移ってもこのような場を設けていただきたい。

原委員：10ページの表現について、消費者庁に移ってもこれまでの議論は記録として残っていく。ということは、「要件 及び要件 を基本的に維持すべき」という表現も消費者庁へのメッセージとして残っていくのではないか。現在取り組まれている や の結果を踏まえて今後改めて要件 及び要件 の見直しを検討するべきだと明確に書く必要があるのではないか。ただし、今までも要件 及び要件 を前提として議論してきたため、これらを否定しているわけではないが、「基本的に維持すべき」という結論を出す必要はないと考える。

田島座長：この件については、委員によって異なる意見があるようだ。表現振りについては、座長一任とさせていただきたい。

信太委員：5ページの「大括り表示について」の表示例としてゴマを挙げているが、もっと使用する原材料が多様な例が存在するのではないかと考えている。特に、一つの原材料について、国産原料と外国産原料の併用・頻繁な切り替え等が行われている場合、例えば、鶏肉、たまねぎ、キャベツ、じゃがいもなどが該当する場合があるが、その場合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では、「国産」の文字が入ることで優良誤認となる恐れがあり、表示できないという問題がある。これについて、どう考えているのか確認したい。また、もう一つは、現在、原料原産地表示が義務付けられている20食品群等については、重量順に原産国名の表記を行わなければならないが、大括り表示を制度化すれば、20食品群等についても、公平性の観点から「大括り表示」を認めざるを得なくなるのではないかと。事務局の見解を伺いたい。

事務局（高島）：異なる産地の原料を混合した場合、「国産、輸入」等と書ける。切り替えた場合に備えて、「国産又は輸入」と書くのは優良であるという誤解を招く恐れがあるので、制度設計は気をつけなければならない。現行の品表では「又は」表示はすべての国が含まれていることが確実な場合のみ、限定的に認められている。細かい制度に落とししていく際には気をつけなければならない。20食品群は原料原産地表示が適切か検討し、今の義務制度になった。不公平とは考えていない。

事務局（小川）：補足する。新しい表示方法が導入されたとしても不公平とは言えないと考えている。原料原産地表示の原則は「国名」である。品目の候補としては消費者の要望が高かったものであることが前提。次に、その中で要件 及び要件 にあてはまるもの。それをクリアしたものは国名を表示することとなるが、報告書案にある3つの問題があるものについては表示することができない。しか

し、より広い範囲の食品について原料原産地を表示することが求められていることから、オープンな場で議論していただいたうえで表示対象を決めていただくことになる。国名を書くということに対してはバランスは欠けるが、それでも表示が必要だという消費者の意見があれば対象になるということ。

信太委員：20食品群等を扱う事業者は原材料の国別の重量順を間違えても、極端な場合、直罰がかかりうるが、大括り表示の場合はそうではない。これはやはり公平性の観点からどうかと思う。事業者に、きちんと説明することが必要である。また、大括り表示について国産原料と輸入原料の併用・頻繁な切り替え等の場合については、事務局の回答は、制度化のときに考えるということであったと思うが、罰則を伴う義務化を前提とするならば、制度としては、（輸入又は国産）等の表示を認めない限り、表示しようとしても表示できず、制度の実効性が担保できない。したがって、5ページの「c デメリット」のところに、「一つの原材料について、国産と輸入（外国産）の併用・頻繁な切り替え等が行われている場合には、優良誤認となる恐れがあり、原料原産地を表示することが困難となる場合がある。」旨、明記すべきではないか。併せて、7ページの「2 まとめ」の第2パラグラフのところにも、明記すべきではないか。

事務局（竹谷）：長い議論の末20食品群が定められている。米トレサ法の附則にもあるが、原料原産地表示について拡大の声もある。実行可能性の問題をクリアするために例外的に広げるということであるが、消費者のニーズに応えるための手法であるのご理解いただきたい。さらに、ご指摘の問題は生じうるが例外的なものなのでここに書くほどではない。

信太委員：レアケースとのご説明だったが、国産・外国産の併用・頻繁な切り替え等をする場合は決してレアケースではないと思う。表示できないものがあれば、制度の実効性が担保できない。事務局でもっと検討していただく必要がある。

渋谷委員：10ページの後の表現について「現時点では見直す必要はないが、今後、評価が必要である」といった表現に修正し、意味を明確にするべきではないか。

座長：事務局はこの表現を変える方向で検討して下さい。

鬼武委員：報告書の中身について異論はないが、多少の意見を申し上げる。要件について、国際的にみるとメルクマールは、原産地に由来する原料の品質の差異を科学的に証明できる必要があるのではないか。加工食品に使用する原材料が原料原産地によって実際に味やテクスチャーが違うのか。そういう違いがないものに表示させることはできないと思う。私の個人的意見としては、原料の産地が切

り替わったとしても、事業者は高度に加工することによって味、品質を一定に維持しており、そんなに違いは生じないと思っている。

### < 議題 2 について >

事務局（西嶋補佐）より、資料 2 - 1、資料 2 - 2、参考資料に基づき説明。

鬼武委員：柑橘類などに使用される防かび剤（OPP 等）はばら売りも含めて消費者の関心が高く、通知により店頭ではばら売りされるものでも表示をすることになっている。、規制されてかなりの年月が経過しており、実際にばら売りされていて商品にも防かび剤の表示はされているのか確認したい。次に基準値の設定についてお尋ねしたい。例えばあんず、ネクタリンは農薬若しくは食添の使用が両方に認められている。表示していない商品から当該物質が検出された際、添加物ではなくて農薬として使用されているということであれば公的な規制はかからないのか確認したい。

事務局（西嶋補佐）：全国調査したわけではないが、H8 の通知が監視の際のメルクマールとなっている。また、農薬は通知の対象ではないのではという指摘だが、現時点では添加物としての通知であり、農薬としてはばら売りの表示規制の対象となっていないことはご指摘のとおり。

鬼武委員：一点目の質問である実行可能性については、何かの機会に調査・検討していただければと思う。2 点目は実際には防かび剤ではなくてプレハーベストとして使うことを定めた仕様書のようなものがあればいいのかもしれないが、確認の意味をこめて質問した。

宗林委員：新しい防ばい剤やOPP も含めて、表示の対象は食品衛生法施行規則別表第 3 の 1 1 の八にある、あんず、おうとう、バナナ等を含めたものが対象となるのか。というのは、一方で、報告書案の中で列挙してある食品以外には使用できないこととしているが、その中にバナナが入っていない。

事務局（西嶋補佐）：添加物としての使用基準の対象については、報告書案のとおりである。一方、表示については個々の剤ごとに別表の中で対象を規定するわけにはいかないことから、別表第 3 の 1 1 の八のように定めている。この改正は表示基準に関する改正であることから、これをもってすべての使用基準を定めるわけではない。

原委員：防かび剤で、目に対して弱い刺激を与えるという記述がウェブサイトにあったが、その点に関する検討は行ってないのか。

事務局（磯崎補佐）：安全性の評価は食品安全委員会が行っており、評価書中には眼刺激に関する記載はなかったように記憶しているが、その点は確認する。

事務局（西嶋補佐）：今後の予定だが、添加物部会の表示の審議とあわせて、農薬についても農薬部会で審議。平行して、今後パブリックコメントを募集する予定である。

### < 今後の予定について >

事務局（高畠補佐）：資料1についてはいただいたご意見を踏まえパブリックコメントを募集する予定。そのうえで、改めて審議いただきたいと考えているので、委員の皆様には宜しく願いしたい。